|**5.【目指す研究者像等】**※各事項の字数制限はありませんが、全体で1頁に収めてください。様式の変更・追加は不可 日本学術振興会特別研究員制度は、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保に資することを目的としています。| |この目的に鑑み、(1)「目指す研究者像」、(2)「目指す研究者像に向けて特別研究員の採用期間中に行う研究活動の位置づけ」を記入してく| ださい。